

令和8(2026) 年度
業務改善助成金

交付申請

受付日

令和8 年 月 日

受理
担当者申請方法 : ☐電子 ☐郵送 ☐窓口

事業場名 :

<申請期間> 令和8年9月1日～令和8年度大阪府最低賃金発効日の前日または同年11月30日のいずれか早い日
(国の予算に制約されるため早期に締め切る場合があります)

【提出書類チェックリスト】 ◎下記以外にも追加の書類を求める場合があります！

□交付申請書(交付要綱様式第1号)	□事業場単位の申請であること
	□代理人による申請の場合、代理人は社会保険労務士または弁護士に限ること
□国庫補助金所要額調書(別紙1)	
□事業実施計画書(別紙2)	□3(1)ア「常時使用する労働者」に申請事業場の全労働者が記載され、雇用保険被保険者については、雇用保険被保険者番号が記載されていること
	□雇入れ後6か月を経過した雇用保険被保険者の中から事業場内最低賃金が決定されていること
	□事業場内最低賃金(円)が令和8年度大阪府最低賃金 未満 であること
	□賃金引上げ日(/)が本申請受付日から令和8年度大阪府最低賃金発効日の前日までであること
	□3(1)イ④「引上げ労働者」が雇用保険被保険者であること
◆特例事業者(物価高騰等要件)の場合	□設備導入前※の申請であること ※既に発注済み・契約済みの設備投資等は申請対象になりません
	□事業活動の状況に関する申出書(交付要領別添1-1・1-2)
□見積書(写)	□本申請受付日の属する月の前月から遡って6か月間の月次損益計算書・試算表等
	□審査期間中有効なものであること
□相見積書(写) ※契約予定額が10万円未満の場合は不要です	□見積業者が申請事業主・代理人でないこと
	□審査期間中有効なものであること
◆中古機械設備を導入する場合	□見積業者が申請事業主・代理人でないこと
	□3者以上の見積書
	□各見積業者の古物商許可証または許可番号が確認できるもの
□取組内容が確認できる資料 ※人材育成・教育訓練費は対象から除外されました	□型式および年式が確認できるもの
	【取組内容が機器等の購入の場合】 □導入する機器等の内容が確認できるもの(カタログ等)
□賃金台帳(写)(賃金引上げ対象労働者のもの)	【取組内容がコンサルティングの場合】 □実施内容・時間数等が確認できるもの
	□申請前6か月分 ※6か月を超えて提出を求める場合があります
□月給者の時給換算額が確認できる資料	□労働基準法第108条が規定する事項(①氏名、②性別、③賃金計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥法定外労働時間数・法定休日労働時間数・深夜労働時間数、⑦基本給、手当その他賃金の種類毎の額、⑧賃金の一部控除の額)を網羅したもので現に使用中のもの
	□時給換算額を算出した計算式が確認できるもの
□助成金振込希望口座が確認できる資料	□月平均所定労働時間が確認できる労働条件通知書・年間カレンダー等
	□金融機関名・支店名・口座の種類・口座番号・口座名義が確認できる通帳見開きページ(写)